

船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業に対し、有料職業紹介事業を利用し発達支援保育のための保育士を採用するために必要となる経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内における保育士の確保を図ることで発達支援保育を実施できる体制を早急に整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園又は法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、船橋市内に所在し、船橋市私立保育所運営費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第63号）第3条、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条、船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条又は船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たすものをいう。

2 この要綱において「有料職業紹介事業者」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号。）第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者であって、厚生労働省委託事業「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」によって保育分野における適正な有料職業紹介事業者として認定された者をいう。

3 この要綱において、「紹介手数料」とは、職業安定法第32条の3第1項第1号の手数料及び同項第2号の手数料表に基づく手数料をいう。

4 この要綱において、「発達支援児等」とは、保育認定子どもであって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童、千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。

5 この要綱において、「保育士」とは以下に掲げる者をいう。

(1) 保育士（法第18条の4に規定する者）

(2) 保育教諭（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、法第18条の18第1項の登録を受けた者。ただし、認定こども園法附則第5条の規定に基づき、平成27年4月1日から起算して10年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者を含む）

5 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する常勤の保育士（以下「補助対象保育士」という。）を雇用する保育所等の経営者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 令和6年1月1日から令和6年4月1日までの間（以下「補助対象期間」という。）に新たに保育所等へ入所した発達支援児等又は補助対象期間に新たに発達支援児等に該当することになった在園児の発達支援保育のために、配置された者であること。

(2) 有料職業紹介事業者から紹介を受け、前号に規定する発達支援児等の保育が決定した日以降の補助対象期間内に雇用を開始した者であること。

(3) 雇用が開始された日から1年以上継続して、市内の保育所等に就業する見込みであること。

（補助対象費用）

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、有料職業紹介事業者へ支払う補助対象保育士に係る紹介手数料及び消費税のうち、市長が適当と認める費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象保育士1人あたりの補助対象費用と800,000円を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

とする。ただし、第3条第3項に規定する発達支援児等1人当たり、補助対象保育士は1人までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助対象保育士の紹介に係る契約書の写し
- (3) 補助対象保育士の資格証及び雇用契約書の写し
- (4) 紹介手数料に係る請求書及び領収証等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

- (1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。
- (2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）に

より、申請者に通知するものとする。

(雇用状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象保育士が退職した場合で、当該退職に伴い有料職業紹介事業者から紹介手数料の一部の返還があったときには、すみやかに市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の報告を行った者は、返還後の紹介手数料の額を用いて算定した補助対象費用が交付を受けた補助金の額を下回る場合は、交付を受けた補助金の額から返還後の紹介手数料の額を用いて算定した補助対象費用を差し引いた額を返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(交付の条件)

第12条 申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに、市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

2 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定はなおその効力を有する。

年 月 日

船橋市長 あて

法人名
施設名
所在地
代表者氏名

船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付申請書

保育士確保緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請金額 円
- 2 添付書類
- 3 消費税の適用に関する事項（該当するものに（チェック））

| | |
|---|--|
| ① 補助金交付申請額の算定 | |
| <input type="checkbox"/> | 消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付申請額を算定 |
| <input type="checkbox"/> | 消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。） |
| ② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定」を選択した理由 | |
| <input type="checkbox"/> | 免税事業者である |
| <input type="checkbox"/> | 簡易課税事業者である |
| <input type="checkbox"/> | 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える |
| <input type="checkbox"/> | その他（ ） |

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育士確保緊急対策事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第 3 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法 人 名
施 設 名
所 在 地
代表者氏名

年 月 日付け船橋市保認指令第 号で交付決定を受けた令和
年度船橋市保育士確保緊急対策事業補助金について、船橋市保育士確保緊急
対策事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市保育士確保緊急対策事業補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。